

## 第1章 計画策定の経緯と目的

### 第1節 計画策定の経緯

七尾城は、能登畠山氏が築いた国内最大級の城郭で、その遺構は、廃城後から今日まで良好に保存されてきている。保存と活用に向けた取り組みは、昭和9年(1934)に本丸から三の丸までの中心部が県内3番目の史跡に指定された後、本格化する。昭和17年には、畠山一清氏が本丸に「七尾城址」の石碑を建立し、第1回七尾城まつりが開催されている。この七尾城まつりは、地元有志が中心となって開催されてきており、令和元年度で78回を数える。昭和38年(1963)には、山麓の城下町域内の古屋敷町に出土品などを展示公開する七尾城史資料館が開館している。その後、昭和42年には、自動車で本丸駐車場まで登ることが出来る県道城山線が開通し、観光地としての活用の機運が高まる。この県道城山線の開通にあわせて、史跡指定地内の遊歩道や城下と城郭を結ぶ大手道(旧道)の整備も行われたことにより、多くの人々が七尾城跡を訪れるようになった。

活用策が先行する一方で、本丸をはじめとした中心部周辺では、幾度となく石垣が崩落し、その度に修復している状況にあったことから、七尾城跡が有する価値を保存・継承するための指針が必要な状況に立たされていた。このことから、七尾市では、昭和54年(1979)に「七尾城跡地形測量図(S=1/1,000)」を作成するとともに、今後の保存管理指針を示す「七尾城跡保存管理計画」(以下「保存管理計画」)を策定した。平成8年(1996)には、「国指定史跡 七尾城跡整備基本構想」を策定して整備事業の推進を目指したが、城下を国道470号能越自動車道七尾氷見道路(以下、「能越道」と略す)が横断する計画が発表され、保存管理計画の大幅な見直しに迫られた。このことにより平成14年3月には、能越道建設を前提とした「史跡七尾城跡保存管理計画」を策定し、新たな方針を示した。

市では、この保存管理計画に基づき、平成27年度までに、史跡七尾城跡の本質的価値を構成する主要な要素である石垣の基礎調査や、追加指定による史跡指定地の拡大や城郭中心部の公有地化などの活用整備事業の実施に向けた取り組みを進めてきた。

さらには、北陸新幹線開業や能越道七尾IC開通といった交通アクセス整備が進むなど、七尾城跡を巡る社会環境が大きく変わってきたことから、今後の活用方針も視野に入れた新たな「史跡七尾城跡保存活用計画」(以下「保存活用計画」)を平成30年3月に策定した。

保存活用計画策定後、速やかな活用整備事業の実施を目指す市では、平成30年4月に教育委員会スポーツ・文化課内に七尾城跡保存活用推進室を新設し、今後の具体的な活用整備の方向性を示す「史跡七尾城跡整備基本計画」(以下、「整備基本計画」)を文化庁や石川県の指導の下で策定することとした。

### 第2節 計画の目的

整備基本計画は、保存活用計画に示された保存と活用、整備の方針に基づき、喫緊の課題や問題点を整理した上で、今後実施する活用整備事業の拠り所となる基本理念を掲げる。さらに、事業実施期間における具体的な整備内容や各種調査、スケジュールなどを詳しく示すこととする。

### 第3節 計画対象範囲と実施期間

計画対象範囲は、史跡指定地と優先的な追加指定を目指し発掘等各種調査を進めている大手道(旧道)、展示機能を有する七尾城史資料館・懐古館および駐車場、七尾城登山口駐車場の整備を実施している旧城山園跡地、高屋敷近くの大手道に接する休憩所(七尾市所有地)を加えた範囲とする(図1-1)。

本計画の実施期間は、令和3～12(2021～2030)年度までの10か年とする。

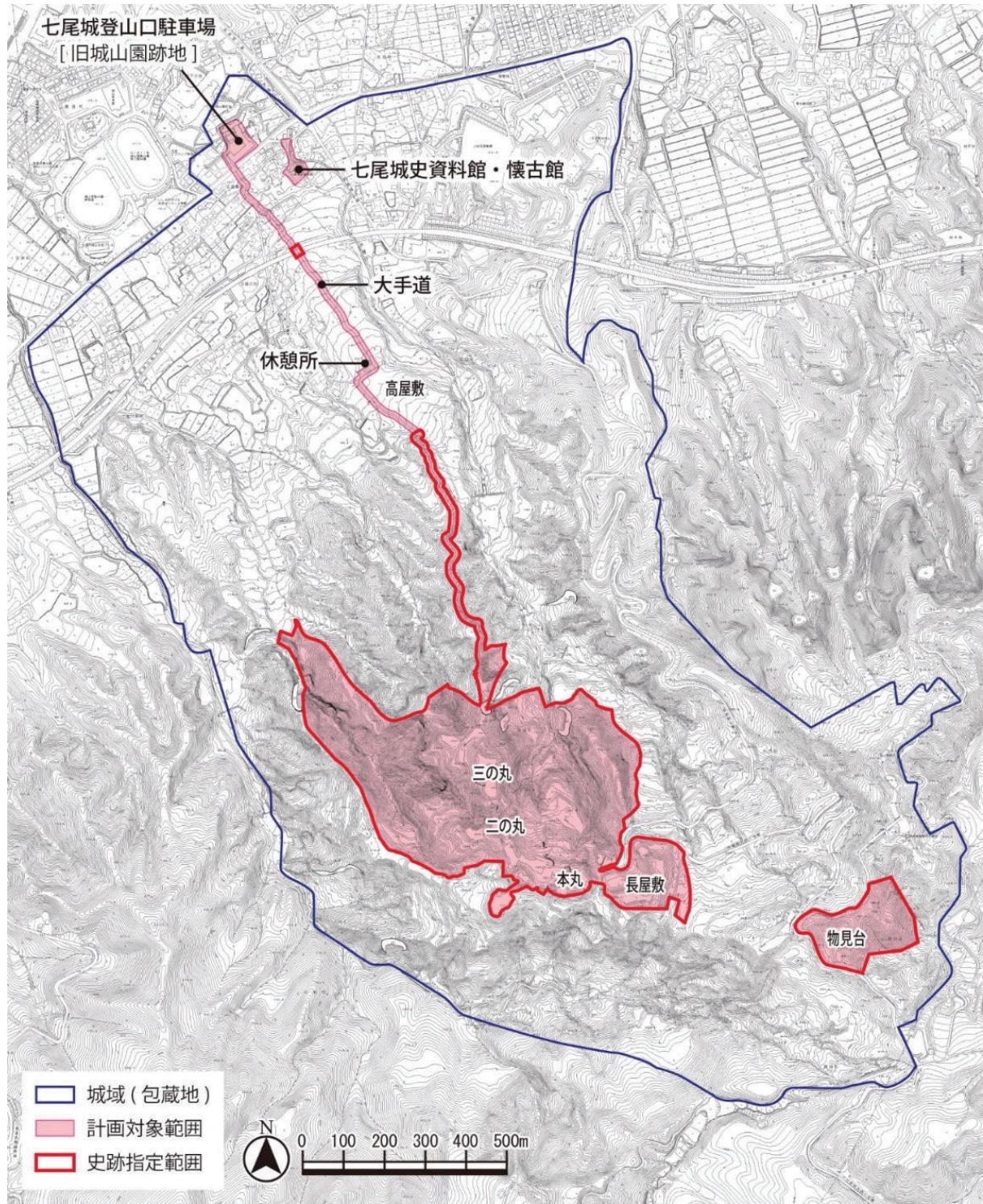


図1-1 計画の対象範囲

## 第4節 委員会の設置

### (1)要綱と構成

整備基本計画の策定にあって、七尾市史跡七尾城跡整備基本計画策定委員会設置運営要綱に基づき「史跡七尾城跡整備基本計画策定委員会」(以下「委員会」)を設置して指導、助言を得た(表1-1)。委員会は、学識経験者と地元関係者の11名の委員から構成し、七尾市教育委員会および事務局指導として文化庁および石川県で組織した(表1-2)。

表1-1 七尾市史跡七尾城跡整備基本計画策定委員会設置運営要綱

#### (設置)

第1条 七尾城跡の保存活用を図るため七尾市史跡七尾城跡整備基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、七尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う史跡七尾城跡整備基本計画策定に関して審議し、必要な指導助言を行うものとする。

#### (組織)

第3条 委員会の委員は、学識経験者、教育関係者、地元関係者等のうちから、教育委員会が委嘱する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から令和3年3月31日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

#### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育委員会スポーツ・文化課に置く。

#### (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この告示は、平成30年8月9日から施行する。

#### (最初の会議)

2 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。

#### (告示の失効)

3 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

表1-2 史跡七尾城跡整備基本計画策定委員会委員名簿

## &lt;委員&gt;

	氏名	現職名	区分
委員長	東四柳 史明	金沢学院大学名誉教授	学識経験者
副委員長	塚林 康治	七尾市文化財保護審議会会长	学識経験者
委員	谷内尾 晋司	石川考古学研究会顧問	学識経験者
	西形 達明	関西大学名誉教授 (令和2年4月1日～)	学識経験者
	北野 博司	東北芸術工科大学教授	学識経験者
	千田 嘉博	奈良大学教授	学識経験者
	国分 秀二	七尾城山を愛する会会长	地元関係者
	安田 猛治	小池川原町会長 (平成30年8月9日～)	地元関係者
	増 宏	(平成31年1月1日～)	
	竹田 慎一	(令和3年1月1日～)	
	山本 実	古城町会長 (平成30年8月9日～)	地元関係者
	山本 良孝	(平成31年1月1日～)	
	山本 達郎	(令和3年1月1日～)	
事務局	澤田 豊一	古屋敷町会長 (平成30年8月9日～)	地元関係者
	村田 修一	竹町会長 (平成30年8月9日～)	地元関係者
	石田 和義	(平成31年1月1日～)	

## &lt;事務局&gt;

	現職名
事務局指導	文化庁文化資源活用課
	石川県教育委員会事務局文化財課
	石川県金沢城調査研究所
事務局	七尾市教育委員会事務局スポーツ・文化課

## (2) 検討の経過

計画の策定期間は平成30年度(2018)から令和2年度(2020)までの3か年とし、2年目から国庫補助事業にて実施した。策定期間に6回の委員会を開催して、各委員の指導・助言を計画に反映し、計画内容が整った令和3年2月に七尾市民に対して意見募集(パブリックコメント)を求めた。七尾市民の意見を踏まえた最終案にて七尾市議会の承認を受け、令和3年3月をもって計画策定とした。

表1-3 委員会の経過

年度	回数	年月日	主な報告・協議事項	
平成30年度	第1回	平成30年8月9日	主な報告 協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「保存活用計画」の策定について</li> <li>・九尺石の災害復旧について</li> <li>・「整備基本計画」の策定方針について</li> <li>・対象範囲等</li> </ul>
	第2回	平成31年3月13日	主な報告 協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加指定について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・発掘調査について</li> </ul>
令和元年度	第3回	令和元年8月23日	主な報告 協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定の進捗状況について</li> <li>・章立てについて</li> <li>・発掘調査計画について</li> </ul>
	第4回	令和2年3月3日	主な報告 協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査(大手道)報告について</li> <li>・令和2年度整備(現状復旧)計画について</li> <li>・第1章～第5章(案)の検討</li> <li>・令和2年度以降の発掘調査計画について</li> </ul>
令和2年度	第5回	令和2年10月23日	主な報告 協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度整備(現状復旧)実施状況について</li> <li>・発掘調査報告について</li> <li>・第1章～第5章(案)の検討</li> </ul>
	第6回	令和3年2月19日	主な報告 協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度発掘調査成果について</li> <li>・整備基本計画(案)について</li> <li>・整備基本計画の最終検討</li> </ul>



図1-2 現地指導の様子(第3回委員会)



図1-3 委員会の様子(第4回委員会)

## 第5節 上位・関連計画との関係

史跡七尾城跡の保存・活用を目的とした活用整備は、七尾市のまちづくりにおける最上位計画である七尾市第2次総合計画(以下「総合計画」)に掲げる「恵まれた自然環境や輝かしい歴史・文化を守り伝えるまち 歴史・文化の継承」を具現化するための施策のひとつである。

七尾市は史跡七尾城跡に関する計画として、これまでに保存管理計画(1979・2002年)や整備基本構想(1996年)、保存活用計画(2018年)といった、保存や活用を目的とした計画を策定してきた。

本計画は、これらの計画と整合を図るとともに、七尾市都市マスターplanや景観計画といった観光やまちづくり等の関連計画と有機的に連携し、七尾市が史跡七尾城跡を活用したまちづくりを推進していく。

表1-4 第2次七尾市総合計画の文化財関連における要旨

第2次七尾市総合計画	
計画期間	令和元年度～令和10年度(2019年度～2028年度)
計画の構成	基本構想と基本計画で構成
将来像	能登の未来を牽引し七色に輝く 市民活躍都市 ななお
基本方針	恵まれた自然環境や輝かしい歴史・文化を守り伝えるまち 歴史・文化の継承
施 策	<p>1. 歴史・文化遺産の保全と活用</p> <p><b>世界的に評価された歴史・文化遺産の保全</b></p> <p>ユネスコ無形文化遺産に登録された「青柏祭の曳山行事」をはじめとする、歴史的に価値の高い文化遺産や文化財を次世代に引き継ぐため、適切な管理保全を行うとともに、市民が誇りに思えるよう、啓発活動を推進する。</p> <p><b>歴史文化遺産の調査、研究</b></p> <p>新たな文化財の指定・登録にむけた、歴史・文化遺産の掘り起こしや埋蔵文化財などの調査、研究を進める。</p> <p>2. 魅力ある歴史・文化遺産の情報発信</p> <p><b>歴史・文化遺産の情報発信</b></p> <p>七尾城跡、能登畠山文化などの七尾の歴史・文化遺産の魅力を様々な媒体をとおして発信することで、国内外の多くの方々の来訪を促す取り組みを推進する。</p> <p><b>歴史・文化を活かした交流の促進</b></p> <p>様々な機会をとおして歴史・文化学習を推進する。「石川県七尾美術館」や「のと里山里海ミュージアム」などの展示・交流施設において、来訪者が参加・体験できるワークショップなどの各種イベントを開催するとともに、国内外への情報発信を行い、歴史・文化を活かした交流の促進に取り組む。</p>

表1-5 他の計画との関係一覧表

	■第2期「七尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」	■「七尾市都市マスタープラン」
指針	七尾市の持続的発展に向け、「第2次七尾市総合計画」の主な取り組みについて、優先順位とその効果をにらみ、横断的かつ有機的に連携し、確実に目標を達成する。	都市づくりの基本理念として「第1次七尾市総合計画」を踏襲し、七尾市の都市づくりの総合的な指針(将来像都市像)を示す。
将来像	従来の「しごと」起点のアプローチに加え、地域の特性に応じた「ひと」起点、「まち」起点という多様なアプローチを柔軟に行い、まち・ひと・しごとの好循環をつくり出す。	地域の宝を市民が育む「住み続けたい・訪れたいまち」
計画の構成	「七尾への新しい人の流れをつくる」ほかの4本柱	「全体構想」・「地域別構想」・「実現化方策」の3部構成
実施期間	令和2年度～令和6年度(5年間)	平成40年度(目標年次)
基本的施策	Ⅲ 七尾への新しい人の流れをつくる	—
施策	(中項目)交流人口の拡大 (小項目)観光の魅力づくりの推進	
現状と課題	七尾城跡など市内4カ所の国指定史跡を回遊するルートを整備し、広く普及することをにらみ。看板を設置する必要がある。	今後のまちづくりを進める上でもきわめて重要な「地域の宝」で、特性を活かしながら積極的にまちづくりに活用していく。19頁(第2章 将来目標の設定2 将来都市像)
施策の方針	七尾城跡などの歴史文化、和倉温泉お祭り会館など地域資源を活かし、和倉温泉や能登島などの地域が連携して、四季折々の祭りや食などを含めた周遊観光ルートを提案するなど、新たな魅力づくりを進める。	緑豊かなまちを印象づけるとともに、市民や訪れる人のリクリエーション活動、癒しや憩いの場として、能登歴史公園や七尾城跡などを位置づけ、交流資源としての活用を図る。 63～65頁(第3章 都市づくりの基本方針4. 都市環境形成の方針)
策定期日	令和2年(2020)3月	平成23年(2011)3月
担当部局	七尾市総務部企画財政課	七尾市建設部都市建築課
主な関係法令	「まち・ひと・しごと創生法」(第10条)	「都市計画法」(第18条の2)

	■「七尾市 景観計画」	■「石川県長期構想」
指針	美しく魅力あふれる市民共有の財産の維持・継承を基本に新しい世代に受け継いでいく。	施策の重点化に十分に意を用いつつ、諸課題を踏まえた今後10年間の明確なビジョンを描き、これを実現するための施策を着実に展開していく。
将来像	魅力ある景観の維持・継承を基本に、「市民が守り、育て、創る 七尾の景観づくり」	「輝く未来へ幸せを実感できるふるさとづくり」
計画の構成	「基本目標」・「市域における景観づくりの方針」の2部構成	魅力を磨き 人・ものを惹き付ける「いしかわ」ほかの3部構成
実施期間		個性と魅力にあふれる文化と学術の地域づくり
基本的施策	2-2 市域における景観づくりの方針	個性と魅力にあふれる文化の創造と発展
施策	(3) 七尾市の景観の礎となる“景観地域づくり”	文化遺産の発掘・保存・活用
現状と課題	城山や赤蔵山、別所岳の山並に囲まれ、生活との関わりが深い森林など豊かな緑が広がる景観が形成されている。	
施策の方針	山地・里山景観を阻害する建築物・工作物の規制・誘導、市域を見渡せる眺望点の確保などによって、緑豊かな山地・里山の保全を進める。	有形・無形文化財や民俗文化財、史跡・名称・天然記念物などの歴史的文化遺産の発掘や、その適切な保存活用を進める。
策定期日	平成27年(2015)10月	平成28年(2016)3月
担当部局	七尾市建設部都市建築課	石川県企画振興部企画課
主な関係法令	「景観法」(8条)	

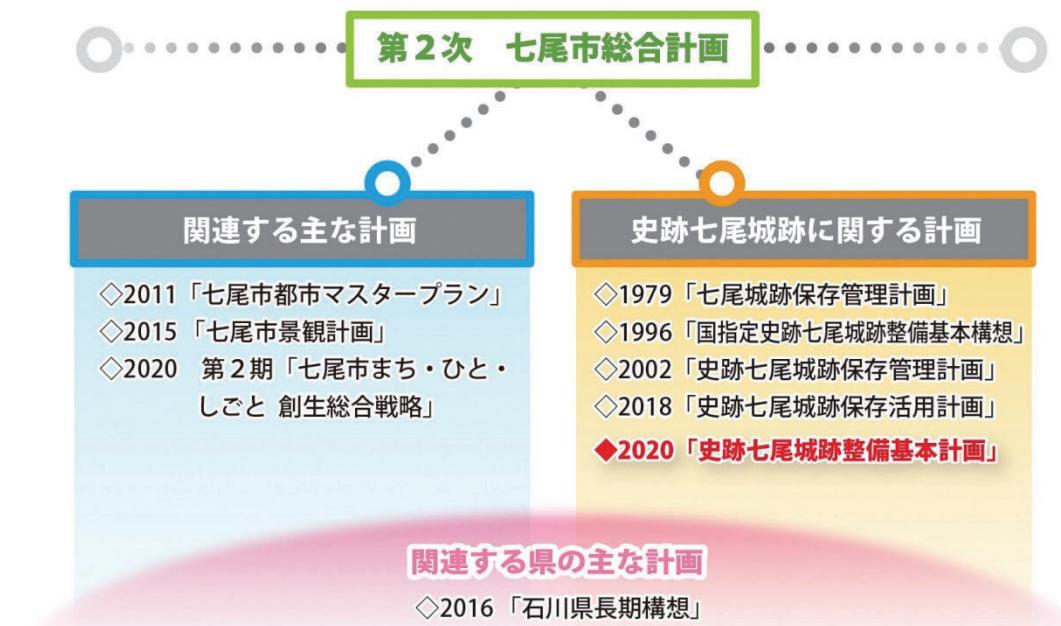


図1-4 上位関連計画との関係図